



税相だより

案ずるよりはまず相談

<http://zeisou.net/>

第 215 号

令和元年 5 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



門司港駅

平成 31 年 3 月 10 日 門司港駅がグランドオープンしました。

1914（大正 3）年に創設され、1988（昭和 63）年に鉄道駅では、日本初の国の重要文化財に指定されました。2012（平成 24）年から保存修理を行い、約 6 年間の工事を経て創建当時の姿に復元されました。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

確定申告 間違いに気づいたら



確定申告も終わり、ホッとしている時に申告間違いに気づきました。あなたならどうしますか？

バレないだろうからと放置する方もおられるかもしれませんが、しかし「間違いに気づいたらすぐ修正」して下さい。
確定申告における修正申告について紹介します。

● 修正申告は確定申告期限後に発生

確定申告の期限が過ぎた後で気づいた場合に行う修正を「**修正申告**」といいます。

また申告誤りには税額を少なく申告してしまったケースと、税額を多く申告してしまったケースの2つが存在します。前者が「修正申告」後者は「更生の請求」になります。

修正申告は間違いに気づいた時点で出来るだけ速やかに行う必要があります。場合によっては様々なペナルティが生じます。

税金を納めすぎている場合の「更生の請求」にはペナルティは発生しませんが、納め過ぎているという証拠が立証できないと、税金の返還が認められないケースがあります。

● 修正申告と申告忘れとの違い

確定申告をし忘れ、期限後に気付いた場合は確定申告自体を行っていない為、「**期限後申告**」という扱いになります。

「期限後申告」の方法は、通常確定申告と同様です。しかし遅延すればするほど延滞税をはじめとしたペナルティが加算される為、出来るだけ早く申告を行ってください。

● 修正申告せずに税務調査を受けたら？

税務調査で調べられる資料は過去5年分が基本です。
あくまでも基本であるため、問題が見つかった場合は対象期間が延びていきます。
分かりやすく表にまとめると次のとおりです。

条 件	税務調査の対象期間
通常	5年間
悪質な問題（脱税など）が見つかった場合	7年間

税務調査は偽りその他不正行為（事実の隠蔽や仮装）があった場合、**過去7年分**の調査ができると法律で認められています。

● 税務調査の罰金は・・・

税務調査で申告内容に誤りがあった場合は、どのくらいの罰金が発生するのでしょうか？

加算税の種類	内 容	加算税率
過少申告加算税	本来の税額より少ない金額で申告した場合 (ミスや見解の違いなど)	0%(税務調査前に修正申告) 10～15%
無申告加算税	申告期限までに申告しなかった場合	5%(税務調査前に申告) 15～20%
重加算税	本来の税額より少ない金額で申告した場合 (意図的な事実の隠蔽や仮装など)	35～40%
延滞税	税金を法定納付期限までに納めていなかった場合 (修正申告等により遅れた場合にも発生します)	★

★ 延滞税の割合

1 納期限までの期間及び納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年「**7.3%**」と「特例基準割合（*）+1%」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表①の割合が適用されます。

2 納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以後については、年「**14.6%**」と「特例基準割合（*）+7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表②の割合が適用されます。

* 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

期 間	割 合	
	①	②
平成28年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から平成30年12月31日	2.6%	8.9%
平成31年1月1日から令和元年12月31日	2.6%	8.9%

もし、確定申告の間違いに気づいたら、担当職員にすぐに連絡し正しい申告にやり直して下さい。放って置くと後で余計な税金を納める事になるかもしれません。

